

## 純真学園大学障がい学生支援に関する基本方針

純真学園大学は、本学の学生及び入学を志願する者に対し障がいを理由とする差別を行わないとともに、全ての者が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することに資するために、純真学園大学障がい学生支援に関する基本方針を定めるものとする。

### 1. 目的

本基本方針は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消推進に関する対応方針」に基づき、本学における障がい学生への修学支援に関する基本事項及び本学の教職員が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 定義

本基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 障がいのある学生

障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

#### (2) 合理的配慮

障がいのある学生に対し不当な差別的な取扱いをすることにより、学生の権利利益を侵害することのないよう社会的障壁の除去のために行う必要、かつ適切な変更及び調整であって特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は適度な負担を課さないものをいう。

#### (3) 社会的障壁

障がいのある学生が、本学における教育、研究及びその他の関連する活動を営む上で障壁となるような事物、制度及び慣行など。

### 3. 不当な差別的取り扱いの禁止

本学とその教職員は、障がいのある学生に対し、正当な理由なく障がいを理由として教育、研究及びその他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がいでない学生には付さない条件を付けることなどにより、障がい学生の権利利益を侵害することを禁止する。

正当な理由に相当するか否かについては、事案ごとに障がい学生、第三者の権利利益並びに本学の教育、研究及びその他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は正当な理由があると判断した場合には、障がい学生にその理由を説明し、理解を得るように努めるものとする。

### 4. 合理的配慮の提供

(1) 本学は、障がいのある学生から「社会的障壁を取り除くために何らかの対応が必要」との意思表示があった場合、学生の権利利益を侵害することとならないよう、個別のニーズに対して合理的な配慮を提供するように努める。

(2) 合理的配慮については、障がいの状態や環境などが変化することにあわせて、適宜、見直しを行う。

(3) なお合理的配慮については、障がいのある学生との建設的な対話を前提として、以下の点などを踏まえて具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する。

- ① 教育・研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度

(4) 申し出のあった支援について合理的配慮に相当するか否かの判断は、次に挙げる要素を考慮し、事案

ごとに客観的・総合的に行うものとし、合理的配慮に相当しないと判断される場合は、当該学生にその理由を説明し、理解を得るように努める。

- ① 教育に関わる本質的な変更を伴うもの
  - ② 体制面、財政面において、均衡を失した又は過度な負担を課すもの
  - ③ 教育と直接関係のない個人的な生活全般にわたる支援に該当するもの
- (5) 本学は、個々のニーズに対する合理的配慮に加えて、不特定多数の障がいのある学生に対する一般的な環境整備を進めるため、事前的改善措置（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材配置等）にも努めることとする。
- (6) 合理的配慮の提供範囲は、原則として、入学試験支援、修学支援及び就労支援とする。

## 5. 支援体制の整備

- (1) 障がい学生、その家族及びその他の関係者からの合理的配慮に関する相談に応じるため、支援窓口を次のとおり設ける。
- ① 学生センター
    - 1) 教務係
    - 2) 学生係
    - 3) 就職係
    - 4) 入試広報係（入学志願者）
  - ② 健康管理センター
- (2) 合理的配慮の内容やその決定過程に対し、不服がある場合の異議申し立て窓口（異議申立窓口）は、次のとおりとする。
- ① 学生センター学生係
- (3) 障がいのある学生本人が、不当な差別的取扱いを受けたと感じた場合において、その相談に応じるための窓口（苦情申立窓口）は次のとおりとする。
- ① 学生センター学生係
  - ② 健康管理センター

## 6. 教職員の研修・啓発

本学は障がい学生差別解消の推進を図るため、教職員に対し次のとおり必要な研修・啓発を行う。

- (1) 教職員に対して、障がいの理由とする差別に関する基本的な事項について理解促進を行うための研修
- (2) 教職員に対して、障がい特性の理解促進を行うとともに、障がい学生に適切に対応するために必要なマニュアル等による意識の啓発

## 7. 情報公開

本学は、障がい学生に対する支援についてホームページ等を通じて情報公開する。

以上